

介護予防特定施設入居者生活介護事業所 岡宮グリーンヒル 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人駿河厚生会（以下「事業者」という。）が開設する介護予防特定施設入居者生活介護事業所「岡宮グリーンヒル」（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営並びに利用について必要な事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、介護予防特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所においては、介護予防特定施設入居者生活介護事業と併せ、特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岡宮グリーンヒル
- (2) 所在地 静岡県沼津市岡宮1182番地の1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は、特定施設入居者生活介護を合わせた人員配置とする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人（常勤）
利用者及び家族からの生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 介護職員 21人以上（常勤換算）
介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員（看護師もしくは准看護師） 2人以上（常勤換算）
介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人（常勤）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1人(常勤)

利用者の状態等を踏まえて、介護予防特定施設サービス計画の作成等を行います。また、保険者、指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者及び他の介護保険施設等との連絡調整を行う。

- 2 介護職員及び看護職員は、専ら要支援利用者及び要介護利用者(以下「要介護者等」という。)に対するサービス提供に従事することを基本とするが、要介護者等のサービス利用に支障のないときは、要介護者等以外の入居者に対するサービスの提供を行うことができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか必要がある場合は、その他の従業者を置くことができるものとする。

第3章 入居定員及び居室数

(入居定員及び居室数等)

第5条 介護予防特定施設入居者生活介護の利用定員は、特定施設入居者生活介護と合わせて60人とする。

- 2 居室は、個室とし、特定施設入居者生活介護と合わせて60室とする。
- 3 災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできないものとする。

第4章 設備及び備品等

(居室)

第6条 利用者の居室は、個室(定員1名)とし、車いすでの生活が可能な構造とする。居室には、便所、洗面及び収納並びにミニキッチンのスペースを設ける。各居室の面積は20㎡とする。

(共同生活室)

第7条 居室に近接して、各10人の利用者が談話・娯楽・集会室及び食堂として使用することができる共同生活室(リビングルーム)を設ける。各共同生活室の面積は23.25㎡とする。

(浴室)

第8条 浴室には、利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けるものとする。

(便所)

第9条 便所は、各居室内のほか、必要に応じて各階各所に設けるものとする。

(機能訓練室)

第10条 機能訓練室は、利用者が使用できる広さを確保し、目的に応じた機能訓練器

具等を備えるものとする。機能訓練室の面積は46.77㎡とする。

(防火等設備)

第11条 スプリンクラー設備や防火区画の設置等により、初期消火や延焼の抑制に配慮した構造を確保するものとする。また、非常警報設備の設置等による火災の早期発見・通報の体制を整備する。

第5章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第12条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第13条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認する。

第6章 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第14条 ユニットを生活単位として、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況や要望に応じ、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。

2 事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴もしくは清拭を行うものとする。

3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援又は援助を行うものとする。

4 事業者はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行うものとする。

(介護の場所)

第15条 介護予防特定施設入居者生活介護の提供は、利用者の居室において、かつ原則としてユニットごとに行う。

2 利用者の心身の状況の変化に応じ、より適切な介護のため必要な場合には、ユニット又は居室の変更をお願いすることがありますが、その際は、あらかじめ、利用者又はその家族と協議の上決定するものとする。

(介護予防特定施設サービス計画の作成)

第16条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護予防特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成担当者」という。）は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な

方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 3 計画作成担当者は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防特定施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項を記載するものとする。
- 4 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の原案について利用者に説明し、同意を得た後に当該計画書を交付するものとする。
- 5 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、常に当該計画の実施状況の把握に努め、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該実施状況についてモニタリングを実施し、解決すべき課題の把握を行う。介護予防特定施設サービス計画を見直した場合には、利用者に説明し、同意を得た後に当該計画書を交付するものとする。

(サービスの取扱方針)

第17条 事業者は、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防特定施設サービス計画の見直し及び提供したサービス内容の評価を常に行うこととする。

(相談及び援助)

第18条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

(健康管理)

第19条 事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずる。

(利用料及びその他の費用の額)

第20条 介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得

た額の支払いを受けるものとする。

- 3 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業者は、前3項のほか、次に掲げる費用については、保険給付対象外の「その他の費用」として、所定の金額の支払いを受けるものとする。（費用の詳細は重要事項説明書に記載する。）
 - (1) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料
 - (2) 協力医療機関等以外への通院介助及び院内受診付き添い等に要する費用
 - (3) 協力医療機関等以外への入退院及び院内受診付き添い等に要する費用
 - (4) 利用者の個別の希望による外出介助
 - (5) 個別的な買い物等の代行
 - (6) 利用者の個別的な依頼によるサービスの提供
 - (7) 貴重品等の管理
 - (8) おむつ代
 - (9) そのほか、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用
- 5 前4項に定める利用料及びその他の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び利用料等について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 事業者は、第4項第1号に定める費用について、利用者の収入の状況に応じて減額することができるものとする。

(利用料等の変更)

- 第21条 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料等を変更することができるものとする。
- 2 事業者は、前項の利用料等を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第7章 施設の利用に当たっての留意事項

(喫煙)

- 第22条 喫煙は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み、禁煙に協力いただくものとする。

(飲酒)

- 第23条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み、禁酒に協力いただくものとする。

(衛生保持)

- 第24条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生

の保持に協力いただくものとする。

(禁止行為)

第 25 条 利用者は、事業所内では次の行為が禁止される。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 26 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

第 8 章 従業員の服務規律及び質の確保

(従業員の服務規律等)

第 27 条 従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第 28 条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行う。

2 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(従業員の質の確保)

第 29 条 事業者は、従業員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行う。

- (1) ユニットケア
- (2) 認知症の利用者への対応及びケア
- (3) 利用者のプライバシー保護
- (4) 食事介助
- (5) 入浴介助
- (6) 排せつ介助
- (7) 移動介助
- (8) 清拭及び整容

- (9) 口腔ケア
- (10) 利用者の金銭等管理

(個人情報の保護)

第 30 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ、文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報の保護に関する法律に則し、個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族に個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(虐待の防止)

第 31 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 9 章 緊急時及び非常時の対応方法等

(緊急時の対応)

第 32 条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び関係各機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

(事故発生時の対応)

第 33 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置や医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、その顛末を記録し、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、当該事故が事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第 34 条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、毎月 1 回避難・消火及びその他必要な訓練を

実施する。訓練の実施に当たっては、夜間又は夜間を想定した訓練を年1回以上実施する。

第10章 その他運営に関する重要事項

(身体的拘束等の禁止)

第35条 事業者は、従業者がサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないものとする。また、身体的拘束等を行う場合には、必要最小限のやむを得ない態様にとどめるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(地域との連携)

第36条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(勤務体制等)

第37条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めるものとする。

2 従業者は、身分を証する書類を携行し、必要に応じてこれを提示する。

(記録の整理)

第38条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に関するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第39条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、同連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(備え置き)

第40条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項は、閲覧可能な形で事務室に備え置くものとする。

(協力医療機関)

第41条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくものとする。

(その他)

第 42 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。